

入 札 説 明 書

「**サーバー用コンピュータ**」の入札については、入札公告文及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

この入札説明書は、この条件付一般競争入札に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 サーバー用コンピュータ 一式
- (2) 納入期限 令和8年3月25日限り
- (3) 納入場所 公益財団法人岩手県下水道公社 事務所内
 (岩手県盛岡市東見前3地割10番地2)
- (4) 調達案件の仕様その他の明細 仕様書のとおり。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

020-0832

岩手県盛岡市東見前3地割10番地2

公益財団法人岩手県下水道公社 企画管理課

電話 019-638-2623 FAX 019-632-1157

メールアドレス webmaster@isf.or.jp

3 入札参加資格者

- (1) 入札参加者は、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 岩手県の令和 5・6・7 年度競争入札参加資格者名簿に盛岡審査指導監管内で「OA 機器」の営業区分で登載されている者であること。
- ウ プライバシーマークの認定を受けている、又は、これと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日 制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- カ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

4 入札参加表明及び入札資格の確認

- (1) 入札参加を希望する者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 令和7年7月22日(火)午後5時までに、入札参加表明書(様式第1号)及び条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)を2の場所に持参又は郵送により提出すること。
また、条件付一般競争入札参加資格確認申請書の添付書類として次の書類を1部添付すること。
ア プライバシーマークの認定を受けている、又は、これと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していることを証明できる資料
イ 物品を納入するにあたり外部事業者の協力により履行する場合は、当該外部事業者の住所、名称及び代表者名並びに協力内容(任意様式)
- (3) 入札参加資格確認結果は、令和7年7月24日(木)までに条件付一般競争入札参加資格確認申請書に記載された担当者に電子メールで通知する。
- (4) (2)の書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この条件付一般競争入札に参加することができない。
- (5) 入札参加資格がある旨の通知後に、通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、本件の入札参加資格を喪失するものとする。
ア 3で示す入札参加要件を満たさなくなったとき。
イ (2)で示す提出書類一式に、虚偽の記載があったとき。
- (6) 入札参加の辞退
入札参加を辞退する場合は、入札参加辞退届(様式第3号)を2の場所に提出すること。

5 入札説明書等の閲覧方法

入札説明書、契約書(案)、仕様書は、公社ホームページにおいて閲覧に供する。

ホームページ：<https://www.isf.or.jp/>

6 仕様書等に対する質問

- (1) 4で入札参加資格がある旨を通知された者は、仕様書等に対する質問がある場合、次により提出すること。ただし、一般的事項に関しては随時、電話又は口頭により照会して差し支えない。
- ア 提出期間 令和7年7月28日(月)午後5時まで
イ 提出場所 2で示す場所
ウ 提出方法 質問票(様式第4号)により、原則として2に指定するメールアドレスへ送信するものとし、やむを得ない場合に限り、持参、郵送による提出を認めるものとする。
質問票の様式は5のホームページにおいて提供する。
なお、電送時における件名は下記のとおりとする。

件名【サーバー用コンピュータ入札・質問】について

- (2) (1)の質問については、原則として、令和7年7月31日(木)までに回答する。

- (3) (2)の回答のうち、仕様書等に関することに対する回答は、公社ホームページへの掲載により閲覧に供する。

7 入札手続き

- (1) 入札書（様式第5号を用いること。）は、8の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告及び入札説明書等を熟知了承のうえ入札しなければならない。入札後、入札公告及び入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。なお、金額は訂正することができない。
また、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
なお、入札書の日付は提出日を記入のこと。
- (5) 入札手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

8 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 日時及び場所
ア 日時
令和7年8月4日（月） 午後1時30分
イ 場所
都南浄化センター3階 第2会議室
- (2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 留意事項
ア 入札参加者は、代理人をして出席させる場合においては、入札場に入場する際に受付に委任状（様式第6号を用いること。）を提出しなければならない。
イ 入札参加又はその代理人は、入札場に入場する際は受付に名刺を提出すること。
ウ 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外は入場することができない。
エ 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
オ 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 入札保証金

免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 条件付一般競争入札に参加する資格のない者のした入札

- (2) 委任状の提出がされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札執行職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

11 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

12 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。
- (2) 代理人に再度入札に関する行為をさせようとする入札参加者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。ただし、8-(3)-アで予め委任状を提出している場合は、再度の提出を要しない。
- (3) 再度入札執行回数は2回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。
- (4) 開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度入札に加わることはできない。

13 落札決定の取消し

- (1) 落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないとき。

14 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に公益財団法人岩手県下水道公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度の契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは、公益財団法人岩手県下水道公社に帰属する。
- (4) 契約条項は別添物品契約書案のとおりとする。

15 その他契約に関する事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された書類は、この条件付一般競争入札に係る審査等で使用する場合を除き、提出者に無断で使用しないものとする。

- (4) 提出された書類を、この条件付一般競争入札に係る審査等で使用する場合、必要に応じて複製する場合がある。
- (5) その他入札参加資格の確認に当たり、必要な書類の提出を求める場合がある。